

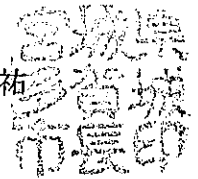
多賀城市告示第59号

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第54条の規定に基づく差押調書の謄本及び地方税法（昭和25年法律第226号）第20条第1項の規定に基づく充当通知書について、下記の者が居所不明により当該調書等を送達できないため、同法第20条の2第1項の規定により次のとおり公示送達します。

なお、当該送達する書類は本職が保管し、居所等が判明次第送達を受けるべき者に交付します。

令和8年7月8日

多賀城市長 深谷 晃祐



記

1 送達を受けるべき者の氏名、住所等

住 所	氏 名	送達する書類
宮城県多賀城市桜木2丁目3番11号 チェリータウンA-101号	村田 孝治	差押調書（謄本） 令和8年6月4日付け 収納第603号
		充当通知明細書 令和8年7月3日付け 収納第855号

2 公示送達する理由

居所不明のため